

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

《返済不要》

持続化給付金申請を

社説

農家の懸念と向き合え

種苗法改正

院での丁寧な説明に基づく審議が実効性を高めていく。

日本で開発された果物などは海外でも人気が高い。それゆえといふことだろう、優良品種が不正に持ち出されたり栽培されている。

新品种は長い時間をかけて開発されれる。開発者の権利がないがしろにされてしまう。輸出に活路を見出だす日本農業への打撃も大きい。

改正案が、賛成多数で衆院を通過した。今国会で成立する見通しだ。た

だ、農家の負担増への警戒など、慎重論も根強い。3月に通常国会に提出されたが、懸念の広がりに押され、続審議になつた経緯がある。参

種苗法は、国や都道府県の研究機関などが開発者が農産物の新品种を登録し、販売権などを保護する。

しかし、海外への持ち出しに対する規制が十分ではなかった。このため輸出产品として期待されるアグリ

上乗せされたり、高額化したりする

いだ。これまでには原則自由だった。

許諾になると、種苗代に許諾料が

上乗せされたり、高額化したりする

いだ。これまでには原則自由だった。

許諾の対象は登録品種だけで、農

産物の大半を占める一般品種にはこ

のシャインマスカットの苗木が中国

や韓国に流出し、その生産物がさら

に東南アジアに輸出されてきた。イ

の規制は及ぼないというのが農水省の説明だ。また、許諾料について、

公的な研究機関は普及を目的に品種

の開発をしており、高額な許諾料を

請求することは通常はないとの認識

を示す。

改正案では、農林水産省に登録し

た品種について、その開発者が栽培

地域や輸出手先を指定できるようにす

に制定された農業競争力強化支援法

のどれかの施策で、農家の不安を取

り除きながら、地域農業を守ること

が求められる。

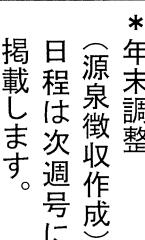
申請済68名
受給者63名
6450万円
準備中10名
相談4名
(11/27現在)

◆ 農業経営の方
自信をもって
申請しましょう!!
«持続化給付金»
「農閑期の申請は不正」
は誤り!

不正報道は誤り中小企業庁が名言

「記事は誤り。コロナ禍で被害を受けた農家が農閑期を対象月とすることは問題ない」と明言。自民党の江藤拓前農水大臣の「米の単作地域でも、昨年の収入を12で割った月の平均より5割以上落ち込めば申請できる。収入のない月と比較しても構わない」という国会答弁の認識に変わりがない。農民連の要請により中小企業庁と同席の農水省も確認。

(農民 2020年11月9日付 第1432号より)



* 12月19日行動
16時～17時
国道ファミリー
マート前
多くの方の参加をお待ちしています

◆お知らせ◆

(2020.11.22)